

平成31年第1回

上小阿仁村議会定例会

会 議 録

平成31年3月 1日 (開会)

平成31年3月13日 (閉会)

日程第5 議案第1号から日程第15 議案第11号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成31年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第15 議案第11号 平成31年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております11件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとし、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（小林信） 議案第1号から議案第11号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第12号から日程第21 議案第17号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第16 議案第12号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第21 議案第17号 平成30年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会提出予算議案をお願いします。1ページをお願いいたします。

議案第12号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,267万8,000円とするものであります。

第2条ですが、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

次に第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第2条の内容につきましては、5ページをお願いいたします。

繰越明許費であります。繰り越しいたしますのは、8款 1項道路橋りょう費で、社会資本整備総合交付金事業を2,078万9,000円とするものです。

次に10款 1項中学校費 学校教育施設等整備事業が2,377万2,000円であります。

それから11款 1項農林施設災害復旧費、農地農業用施設が509万3,000

円。同じく公共土木施設災害復旧費が910万8,000円でございます。いずれも30年度災害の箇所でございます。

第3条の内容につきましては6ページをお願いします。

学校教育施設等整備事業債の限度額を760万円減額し、1,560万円とするものでございます。補助金の内示により確定した額であります。

次に10、11ページをお願いします。最初に歳入でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出ともに実績によるものが主なものでございますので、金額の大きいものだけを説明いたします。

13款 2項 6目教育費国庫補助金397万5,000円の増額です。これは6節ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、小中学校への冷房施設に関して特別教室への設置についても補助金が認められたことによる増額でございます。

12、13ページをお願いします。

15款 2項 1目不動産売買収入484万6,000円の減額でございます。

これは3節造材売払収入で、山もと土場での処分を、市場での売払に変えたことによるものでございます。

14、15ページをお願いします。

20款 1項 8目学校教育施設等整備事業債760万円の増額は、学校の冷房設備費用に関する借入れを増やすものでございます。

次に歳出でございます。18、19ページをお願いします。

2款 1項 17目地域振興基金費5,712万2,000円の追加でございます。これは25節積立金で今補正の助成額を地域振興関連予算の原資として積み立てるものでございます。

24、25ページをお願いします。

6款 2項 4目造材事業費753万1,000円の減額でございます。これは13節委託料の造材事業委託料で636万4,000円の減額が主な内容でございます。これにつきましては、歳入の方と同様でございます。山もと土場での処分を市場販売に変えたことによるものでございます。

30ページ、31ページをお願いします。

11款 1項 1目公共土木施設災害復旧費439万円の追加でございます。15節工事請負費の現年発生補助災害復旧工事費の増額です。これは追加工事が必要になったためでございます。

一般会計については、以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは同じく33ページをお開きください。

議案第13号 平成30年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算(第4号)でございます。

平成30年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,921万6,000円とするもの
でございます。

内容につきましては40ページ、41ページをお開きください。歳入でございます。

3款県支出金 1項県補助金 1目保険給付費等交付金 2節特別交付金が47万1,000円の増額でございます。特別調整交付金の額が決定したためによるものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

8款諸支出金 2項繰出金 1目直診勘定繰出金 28節繰出金が47万1,000円の増額でございます。直診勘定への繰出金でございます。調整交付金の額が決定したため、増額するものでございます。

以上であります。

○議長(小林信) 総務課長。

○総務課長(小林博隆) 同じく45ページをお願いします。

議案第14号 平成30年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についてでございます。

平成30年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,073万1,000円とするものでございます。

52、53ページをお願いします。歳入でございます。

1款 1項 1目診療報酬収入19万円の減額。これは医科、歯科ともに実績による見込みでございます。2目一部負担金106万2,000円の追加でございます。医科、歯科ともに実績見込みによるものでございます。

3款 1項 1目繰入金214万4,000円の減額でございます。繰入額、赤字補填が必要ということです。それから、国民健康保険事業特別勘定からの繰入が47万1,000円の追加となっています。調整交付金の額の確定によるものでございます。

54、55ページをお願いします。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 57 万 6,000 円の減額でございます。これにつきましては賃金、それから委託料、共に実績見込みによるものでございます。

2 款 1 項 1 目医業費 129 万 6,000 円の減額でございます。需用費、委託料、それから使用料及び賃借料、共に実績見込みによる減額となっております。

それから 5 款の予備費 1 項予備費 予備費に 60 万円を追加するものでございます。

診療所会計については以上です。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（大沢寿） それでは、57 ページをお開きください。

議案第 15 号 平成 30 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についてでございます。

平成 30 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 130 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,221 万 4,000 円とするものでございます。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款企業収入 1 項使用料及び手数料 1 目簡易水道使用料 190 万円の減額でございます。これに付きましては、休止、廃止等の実績による減額でございます。

3 款繰入金 1 項繰入金 2 目基金繰入金 320 万円の追加でございます。財源不足を、基金を取り崩して補うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項簡易水道費 1 目簡易水道管理費 130 万円の追加でございます。27 節公課費、消費税の追加でございます。

続きまして 69 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございます。

平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算のうち歳入歳出を組み替えるものとするものでございます。

73、74 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 51 万 1,000 円の追加でございます。消費税の追加分でございます。2 目施設管理費 51 万 1,000 円の減額でござ

ございます。7 節、11 節、13 節、清算による減額見込みでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 引き続き 76 ページをお開きください。

議案第 17 号 平成 30 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 30 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,040 万 1,000 円とするものでございます。

83 ページ、84 ページをご覧ください。歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 194 万 2,000 円の増額でございます。後期高齢者医療広域連合の方から示されます現年度分、それから滞納繰越分につきまして、調定額、決定しておりますので、それに合わせて増額をするものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 194 万 2,000 円を増額するものでございます。負担金補助及び交付金としまして、調定額であげました保険料について、後期高齢者医療広域連合の納付金と同額とするため、納付金の方の額も増額とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号から議案第 17 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 22 議案第 18 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 22 議案第 18 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは村議会定例会提出議案の 4 ページをお開きください。

議案第 18 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び学校教育法の一部改正に伴い条例の改正が必要なため、この条例案を提出する。

次のページをお開きください。内容でございます。

第 10 条を改正する内容でございます。内容といたしましては、学校教育法の一部改正により、平成 31 年 4 月から、新たに設置されることとなります、開設されることとなります専門職大学の前期課程修了者を放課後児童クラブ支援員、指導員となる資格に加えるという内容でございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 18 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 23 議案第 19 号から日程第 24 号 議案第 20 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 23 議案第 19 号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件、及び、日程第 24 議案第 20 号 上小阿仁村村営住宅基金条例の制定についての件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大沢寿） 同じく 6 ページをご覧ください。

議案第 19 号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。。

提案理由といたしましては、道路法施行例と整合性を図るため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するというので、第 2 条第 2 項、第 3 項を削るというものでございます。端数の処理の仕方が二通りございますので、道路占用料の方を、整合性を図るということで提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

8 ページをご覧ください。

議案第 20 号 上小阿仁村営住宅基金条例の制定についてでございます。

上小阿仁村営住宅基金条例について、別記のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第 241 条の規定により、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

近い将来に家賃収入が、建設改良費等を上回ることが予想されます。従いまして、これらを将来の基金、建設改良費及び修繕費に充当する基金として積み立てるために必要な条例を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 19 号及び議案第 20 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 25 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 25 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

15 時 05 分 散会